

平成29年度東京都一般職非常勤職員募集要項（自然保護指導員）

項 目	内 容
職名	自然保護指導員（通称 東京都レンジャー）
任用期間	平成29年6月1日から平成30年3月31日まで （一般職非常勤職員の任用等に関する規則第4条第5項第1号により、公募によらない再度任用が可能。ただし、定数の改廃等により再度任用できない場合があります。）
勤務職場	<p>多摩：4地区のうちのいずれか（希望は不可）</p> <p>（1）高尾地区 東京都多摩環境事務所自然環境課高尾自然公園管理センター （八王子市高尾町2176番地）</p> <p>（2）奥多摩地区 東京都多摩環境事務所自然環境課奥多摩自然公園管理センター （西多摩郡奥多摩町氷川171番地1）</p> <p>（3）御岳地区 御岳インフォメーションセンター （青梅市御岳本町332番地）</p> <p>（4）檜原地区 檜原村役場（教育相談室内） （西多摩郡檜原村504番地2）</p> <p>小笠原：</p> <p>（1）父島地区 東京都総務局小笠原支庁土木課 （小笠原村父島西町）</p>
職務内容	<p>多摩：</p> <p>（1）国立公園、国定公園、都立自然公園、自然環境保全地域及び地域森林計画対象森林（以下「自然公園等」という。）に立ち入る観光客等の利用者に対する利用マナーの普及啓発</p> <p>（2）自然公園等における植物の盗掘、無許可の開発等の法令に違反する行為の監視及び是正指導</p> <p>（3）指導標、歩道等の自然公園施設の点検及び危険箇所の応急補修</p> <p>（4）自然公園等における山火事及び森林災害の早期発見、防止等の森林保全巡視</p> <p>（5）多摩地域におけるサポートレンジャー（自然保護指導員を補佐し、自然公園等の適正な利用管理の推進を図るボランティアとして東京都の認証を受けた者）の指導及び監督</p> <p>（6）その他、業務を担当する課長が必要と認める課の業務の補助</p> <p>小笠原：</p> <p>（1）国立公園に立ち入る観光客等の利用者に対する利用マナーの普及啓発</p>

	<p>(2) 国立公園における植物の盗掘、無許可の開発等の法令に違反する行為の監視及び是正指導</p> <p>(3) 指導標、歩道等の自然公園施設の点検及び危険箇所の応急補修</p> <p>(4) 父島及び母島において旅客船が発着する際に実施する観光客に対する動植物の持ち込み及び持ち出しの有無の検査、旅客船の乗船者又は下船者への靴底洗浄等の実施による外来種対策の実施</p> <p>(5) 観光業者などへの自然環境の保護及び利用の促進に係る指導及び助言</p> <p>(6) 東京都版エコツアーリズムの順守状況の調査及び是正指導</p> <p>(7) その他業務を担当する課長が必要と認める土木課の業務の補助</p>
募集人数	2名（多摩1名、小笠原1名）
応募資格・求められる能力	<p>下記（1）（2）（3）のいずれかの条件を満たすこと。</p> <p>(1) 国、自治体、指定管理者等が実施する東京都自然保護指導員に相当するレンジャー業務の経験が2年以上あること（東京都自然保護指導員を含む。）</p> <p>(2) 自然環境教育指導、エコツアーリズムに係る経験が2年以上あること。</p> <p>(3) 農学部、林学部、理学部など自然環境や野生生物に関連する大学、短期大学や専門学校を卒業していること。</p> <p>* 応募者は、面接時に上記に関する経歴を証明するものを提出すること。</p> <p>上記に加え、下記（4）～（7）の全てを満たすこと。申込書に記載すること。</p> <p>(4) 有効な上級救命技能認定又はそれと同等以上の資格の認定を取得していること。</p> <p>(5) 有効な普通自動車第一種運転免許証を所持していること。</p> <p>(6) パソコンの文書及び表計算ソフトを使用できること。</p> <p>(7) 100m程度の泳ぎができること（小笠原諸島勤務希望者に限る。）。</p>
勤務日数	<p>月16日</p> <p>（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の勤務を含む。）</p>
勤務時間	<p>1日7時間45分（予定）</p> <p>緊急の場合には、超過勤務が生じることがある。</p>
休憩時間	正午から午後1時まで（小笠原のみ正午から午後1時30分まで）
休暇等	<p>（有給）</p> <p>年次有給休暇、公民権行使等休暇、慶弔休暇、夏季休暇</p> <p>（無給）</p> <p>妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、育児休業、部分休業</p>
報酬額	<p>月額 217,000円</p> <p>通勤手当相当額を別途支給（上限55,000円/月）</p> <p>（着任経費：引越しや配送にかかる経費は支払わない。また、解任時にも支払わない。ただし、小笠原については、勤務地にある職務住宅を使用できる（有料）。）</p>
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入する。

<p>服務</p>	<p>地方公務員法に規定する制限、処分等の適用となる。</p>
<p>応募方法等</p>	<p>次の書類等を「申込み及び問合せ先」まで持参又は郵送してください。 応募書類は選考及び合否の連絡等、採用に関する業務にのみ使用し、他の目的には使用しません。 また、応募書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承下さい。</p> <p>(1) 一般職非常勤職員申込書 1部 東京都環境局ホームページよりダウンロードし、必要事項を記入の上、写真を貼付してください。 http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/nature/natural_environment/park/ranger/index.html 応募資格が必要とされている経歴、免許等は必ず記入すること。 * 上級救急技能認定証、運転免許証を取得済みの者については第二次選考の受付時に提示すること。</p> <p>(2) 小論文 1部 ① 課題：次の2つの課題について、各800字以内で記載すること。 a 課題Ⅰ：自然公園等において自然の保護と適正利用を両立していくために、東京都レンジャーが果たすべき役割について述べてください。 b 課題Ⅱ：東京都レンジャー業務を遂行するために、あなたの経験や能力をどのように生かしていくか、またどのような努力を行うか、あなたの考えを述べてください。 ② 様式：様式2（原稿用紙（A4版400字詰横書き））を使用すること（パソコン作成可）。 ※指定した様式以外の用紙を使用した場合は申込みを無効とする。</p>
<p>応募期間</p>	<p>平成29年4月17日（月曜日）から同年4月28日（金曜日）まで 持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除き午前9時から午後5時まで 郵送の場合、平成29年4月28日（金曜日）午後5時まで必着 簡易書留（※）で「申込み及び問合せ先」へ郵送してください。 ※郵送した場合の事故については責任を負いません。</p>
<p>選考方法</p>	<p>(1) 一次選考 書類審査及び小論文 (2) 二次選考 面接（5月中旬を予定） 合否結果については、本人宛郵送により通知します。 選考結果等についての問合せには応じられません。</p>
<p>申込み及び 問合せ先</p>	<p>〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号（東京都庁第二本庁舎22階中央） 東京都環境局自然環境部緑環境課自然公園担当 鈴木・玉山</p>

電話 03-5388-3508

※小笠原諸島在住者につきましては、下記窓口へ御持参ください。

東京都小笠原村父島西町

東京都総務局小笠原支庁土木課自然環境担当 中野・加藤

電話 04998-2-2167